

委 託 設 計 書

年 度	令和2年度			課長	係長	精算者	設計者		
委 託 番 号								設 計 年 月 日	
着 工 番 号								精 算 年 月 日	
施 工 理 由	水質検査業務に関しては、業務の効率化と経費の削減を図るため、平成22年度より水道水水質検査、貯水池水質検査、河川水質検査、源井水質検査、高度浄水処理工程水水質検査、苦情及び依頼に基づく水質検査、工業用井戸水質検査、その他(臭素酸、トリハロメタン、含水率、ダイオキシン類)水質検査及び採水業務を委託してきたところである。本委託は、令和2年3月末で現契約期間が満了となるので、更新の委託をしようとするものである。								
施 工 箇 所	市内一円及び神戸市西区						施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 <u>単価契約</u> 令和5年 3月31日まで	
委 託 名 称	水質検査業務委託						支 払 い 方 法	前 払 金	無
								中 間 前 払	無
								部 分 払	有 部分払36回
委 託 概 要	1 水道水水質検査(水質基準項目)業務		1式	9 浄水場高度浄水処理工程水水質検査(臭素酸)業務		1式			
	2 水道水水質検査(水質管理目標設定項目)業務		1式	10 浄水場系統水質検査(トリハロメタン)業務		1式			
	3 水道水水質検査(市独自項目)業務		1式	11 浄水場含水率検査業務		1式			
	4 貯水池水質検査業務		1式	12 工業用井戸依頼水質検査業務		1式			
	5 河川水質検査業務		1式	13 ダイオキシン類水質検査業務		1式			
	6 源井水質検査業務		1式	14 代表源井水質検査業務		1式			
	7 浄水場脱水汚泥検査業務		1式	15 苦情水及び依頼水水質検査業務		1式			
	8 浄水場高度浄水処理工程水水質検査(活性炭ライフ)業務		1式	16 採水業務		1式			
当初設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円		
変更設計金額	円	消費税相当額	円	変更請負金額	円	消費税相当額	円		
増 減	円	増 減	円	増 減	円	増 減	円		

委託費内訳書

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
1 水道水水質検査(水質基準項目)業務	1	式			
2 水道水水質検査(水質管理目標設定項目)業務	1	式			
3 水道水水質検査(市独自項目)業務	1	式			
4 貯水池水質検査業務	1	式			
5 河川水質検査業務	1	式			
6 源井水質検査業務	1	式			
7 浄水場脱水汚泥検査業務	1	式			
8 浄水場高度浄水処理工程水水質検査(活性炭ライフ)業務	1	式			
9 浄水場高度浄水処理工程水水質検査(臭素酸)業務	1	式			

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
10 浄水場系統水質検査(トリハロメタン)業務	1	式			
11 浄水場含水率検査業務	1	式			
12 工業用井戸依頼水質検査業務	1	式			
13 ダイオキシン類水質検査業務	1	式			
14 代表源井水質検査業務	1	式			
15 苦情水及び依頼水水質検査業務	1	式			
16 採水業務	1	式			
業務委託価格(1ヶ年)					
業務委託価格(1ヶ年)×3年					
消費税相当額					
合計					

水質検査業務委託仕様書

明石市水道局

1 総則

(1) 適用

本仕様書は、2020年度から2022年度までの水質検査業務委託に適用する。

(2) 契約種別

単価契約 項目ごとの単価契約

(3) 履行期間

履行期間は2020年4月1日から2023年3月31日までとする。

2 一般事項

(1) 業務内容

水道法第20条で実施が義務付けられている水道原水・浄水の定期・臨時の水質検査、水道事業者が定める水道原水・浄水の水質検査（毎日検査は除く）、浄水場工程等水質等の検査および苦情等に基づく水質検査。

(2) 検査機関の資格

本業務の委託先機関は、検査精度と信頼性を確保するため、次の資格または、認証を有するとともに次の事項に対応できる機関であること。

- ① 水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関であること。
- ② ISO17025または、ISO9001の認証を取得している機関であること。
- ③ 水質基準項目及び水質管理目標設定項目等水道用の主な水質検査項目が自社で分析できる機関であること。
- ④ 緊急の水質検査依頼時でも、迅速な検査対応ができる機関であること（兵庫県内に検査を行う事業所があること）。
- ⑤ 内部精度管理の実施及び外部精度管理に参加し、結果が良好であること。

(3) 水質検査方法

水質検査方法については、以下のとおりとする。

項目	検査方法
水質基準項目	水質基準項目に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法
水質管理目標設定項目	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）に定める方法
ダイオキシン類	水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル（平成19年11月）に定める方法
含水率	下水試験方法（2012）第5編第1章第6節に定める方法
油 分	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法
溶出試験	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示18号）に定める方法
総水銀（含有量）	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示19号）に定める方法
上記以外の項目	上水試験方法 2011[(社)日本水道協会]に定める方法

(4) 採水業務のみの項目について

受託者は、クリプトスポリジウム等、農薬類及び放射性物質の採水業務を、表16に定める単価によって、委託者の指示する日程で行うものとする。なお、採水業務とは、採水後委託者の指示する場所への搬入及び回収までをいう。また、固定液は使用しないこと。

(5) 単価契約項目

表1から表16までの項目

(6) 契約単位

単価契約「円/項目」（消費税および地方消費税を除いた金額）

(7) 採水・回収

- ① 採水及び回収については、原則的に全て受託者が行い、採水時及び前日の天候、水温及び気温を記録して報告書に記載すること。また、受託者が採水した場合には、採水場所と採水した容器が写った写真データ（位置情報を含む）を別途、報告すること。なお、1か月分のデータをとりまとめて翌月15日までに提出すること。
- ② 採水に係る容器及び器具並びに保存試薬等は受託者の負担とし、公定法に準じること。
- ③ 業務期間中においては、臨時検査用に予備の容器を委託者側に置くものとする。予備容器の詳細については、双方協議のうえ決定する。

(8) 定量下限値

表1から表15の定量下限値以下の濃度とすること。

(9) 検査結果の報告について

① 報告日数

検体の受け渡しの日の翌日から下表の所要日数の範囲内において検査結果の速報を電子データにて報告するものとする。

検査項目	所用日数	備考
採水時の写真データ等	採水日の翌月15日までに提出	—
トリハロメタン、生物、濁度及び色度	2営業日以内	緊急時には1日程度以内
臭素酸、汚泥含水率関係	3営業日以内	緊急時には2日程度以内
上記以外の水質基準項目	10営業日以内	緊急時には3日程度以内
水質管理目標設定項目	10営業日以内	—
市独自項目	10営業日以内	—
ダイオキシン類	40営業日以内	緊急時には15営業日程度以内

※ 緊急時の報告日数は、備考欄の日数とするが、状況によってはさらに短期の日数の要請を行うこともあるので、その際は受託者において、最善の努力をすること。

- ② 検査ごとに提出する検査結果成績書のほか、電子データ（検査結果データ）も併せて提出すること。なお、検査結果成績書の提出は、速報値の報告後14日以内とする。

(10) 緊急時及び休日の対応について

- ① 休日・夜間に関わらず、水質異常等の緊急時に臨時の検査を委託者が要請した場合は、委託者が指示した日程に従い、「採水容器の調達、採水作業、検体の回収及び水質検査」を速やかに実施すること。
- ② 前項については 24 時間対応とする。
- ③ ①項の場合においては、要請から 3 時間程度以内に指定場所に到着するものとする。

(11) 提出書類（委託審査書類）

- ① 厚生労働省への登録番号、登録年月日、代表者の氏名、住所、検査を行う事業所の住所を記した文書
- ② 緊急連絡表及び組織体制表
- ③ 国際標準化機構（ISO）の取得を証明する文書（登録証等）
- ④ 内部精度管理及び外部精度管理の実施結果の成績書の写し（全詳細資料含む）
- ⑤ 新年度の外部精度管理の参加予定、内部精度管理の実施計画を記した文書
- ⑥ 全検査項目の定量下限値を示した文書
- ⑦ 下請（自社外）に検査委託する場合、下請検査項目及び下請先を記した文書
- ⑧ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定に基づき、②特定濃度（区分が「水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業」に登録のあるものに限る。）の事業区分の登録を記した文書
- ⑨ 水質検査の結果の根拠となる書類
- ⑩ その他、委託者が必要とする書類

(12) 請求ならびに支払い

分析及び試料容器等に係る消耗品費、またそれらに関する運搬費等は、すべて受託者の負担とする。

水質検査委託料は、毎月、表 1 から表 16 の検査項目ごとの検査実績表を電子データにて提出して委託者の検収を受けた後、月毎に受託者の請求により出来高精算を行い、当該委託料を支払うものとする。

(13) その他

- ① 業務の遂行上、本仕様書に定めのない事項で約定する必要があるときは双方協議の上、定めるものとする。
- ② 本業務で知り得た情報は秘密とし、第三者に漏らしてはならない。ま

た、分析結果に関して機密保持に努めるとともに、委託者以外の第三者に対して一切開示を行わない。

- ③ 2023年度の受託者に対し、2023年3月末までに業務の引継ぎを行い、2023年度の受託者が4月1日より円滑に業務を開始できるようにすること。

3. 特記事項

(1) 年間検査項目及び検査回数

表1から表16までのとおり。

なお、検査項目及び回数はあくまでも予定であり、状況の変化により増減することもあり、数量を保証するものではない。

(2) 採水及び回収場所

浄水場浄水及び原水並びに各工程水は、各浄水場内の指定する場所で採水するものとする。苦情及び依頼水質検査の回収は、委託者の指定する場所とする。その他の検査については、別表「採水場所及び位置 一覧表」のとおりとする。

明石川浄水場 大道町 1-11-1

鳥羽浄水場 鳥羽 1506-1

魚住浄水場 魚住町西岡 2154-1

(3) 苦情水及び依頼水水質検査業務に関する留意事項について

受託者が委託者の指定する場所まで検体を引き取りに来た場合、受託者は表15における1の苦情水を請求できるものとする。なお、検体数が複数となる場合、引き取りを含む単価の適用は1検体のみとする。

(別表)

採水場所及び位置 一覧表

■水道水水質検査

(1) 明石川浄水場系統

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
①川端公園	給水栓	大観町20	34. 642993, 134. 980386	
②明石川浄水場	浄水・原水	大道町1-11-1	34. 657603, 134. 977728	
③大蔵海岸	末端給水栓	大蔵海岸通2-11	34. 642562, 135. 008319	
④朝霧南町2丁目公園	給水栓	朝霧南町2-481-10	34. 646816, 135. 018037	
⑤東部配水場	配水場	荷山町1649-2	34. 656831, 135. 025413	

(2) 鳥羽浄水場系統

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
①船上浄化センター	末端給水栓	船上町1-5	34. 644932, 134. 977045	
②大道東公園	給水栓	大道町1-6-19	34. 656663, 134. 980296	
③鳥羽浄水場	浄水・原水	鳥羽1506-1	34. 675184, 134. 961751	
④高丘東公園	給水栓	大久保町高丘3-4	34. 699406, 134. 949952	
⑥中部配水場	配水場	大久保町大窪2752-1	34. 707044, 134. 955568	ゆりかご園散水栓

(3) 魚住浄水場系統

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
①大久保分署	給水栓	大久保町西脇364-12	34. 687906, 134. 931555	
②住吉公園	末端給水栓	魚住町中尾1030	34. 685643, 134. 900522	
③二見浄化センター	給水栓	二見町南二見3	34. 694780, 134. 876604	
④魚住分署	末端給水栓	魚住町西岡500-1	34. 699594, 134. 904490	
⑤魚住浄水場	浄水・原水	魚住町西岡2154-1	34. 710356, 134. 898848	
⑥西部配水場	配水場・県水	大久保町山手台2-12	34. 697540, 134. 929344	

■貯水池水質検査業務

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
①野々池	貯水池	明南町3-1	34. 675183, 134. 968331	
⑧亀池	貯水池	鳥羽	34. 682376, 134. 962845	

■河川水質検査業務

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
①奥の新池排水路	河川	西区押部谷高和632	34. 741867N, 135. 009696E	
②中湧井堰	河川	西区常本	34. 717661N, 134. 991457E	
③取水口	河川	西区持子1-211	34. 668149N, 134. 986226E	

■源井水質検査業務

(1) 明石川浄水場系統

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
第4水源井	源井	西区持子1-218-2	34.667907N, 134.985590E	
第7水源井	源井	西区王塚台4-36-35	34.674779N, 134.972163E	
第8水源井	源井	西区王塚台5-6-2	34.675502N, 134.975199E	
第9水源井	源井	明南町1-4	34.670562N, 134.968860E	
第10水源井	源井	荷山町1744-1	34.658710N, 135.008838E	東部配水場内
第11水源井	源井	西区伊川谷町有瀬	34.661492N, 135.007955E	
第12水源井	源井	西区伊川谷町潤和1467-1	34.661311N, 135.003382E	
第13水源井	源井	西区伊川谷町潤和1188	34.664250N, 135.004233E	
第14水源井	源井	西区伊川谷町潤和1188	34.663329N, 135.003367E	
第15水源井	源井	西区伊川谷町潤和1172-2	34.664010N, 135.001046E	
第16水源井	源井	西区伊川谷町潤和998-2	34.664010N, 134.999551E	

(2) 鳥羽浄水場系統

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
第1水源井	源井	明南町3-1-1	34.674820N, 134.967682E	
第6水源井	源井	鳥羽1506-1	34.674938N, 134.962073E	鳥羽浄水場内
第13水源井	源井	鳥羽1879-3	34.683116N, 134.959971E	
第14水源井	源井	鳥羽1590-3	34.679239N, 134.962262E	
第15水源井	源井	大久保町森田38-5	34.674664N, 134.955050E	
第17水源井	源井	藤江890-8	34.673054N, 134.958737E	
第18水源井	源井	大久保町松陰651	34.681906N, 134.957516E	
第22水源井	源井	大久保町松陰139-3	34.687533N, 134.963075E	
第23水源井	源井	大久保町大久保町512-4	34.680642N, 134.951689E	
第24水源井	源井	大久保町大窪2570	34.696574N, 134.951480E	
第26水源井	源井	明南町3-1-1	34.681463N, 134.964797E	
第27水源井	源井	大久保町大窪610	34.680806N, 134.943980E	
第28水源井	源井	大久保町大久保町470	34.680119N, 134.948599E	
第29水源井	源井	大久保町松陰新田200-1	34.684573N, 134.961963E	
第34水源井	源井	鳥羽1209	34.673058N, 134.963621E	
第36水源井	源井	大久保町八木1190-1	34.671772N, 134.938552E	
第40水源井	源井	大久保町茜2-12	34.692716N, 134.938082E	
第42水源井	源井	明南町3-1-1	34.679461N, 134.965887E	

(3) 魚住浄水場系統

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
第1水源井	源井	魚住町西岡2154-1	34.705767N, 134.900696E	魚住浄水場内
第3水源井	源井	魚住町清水1687-1	34.713155N, 134.904900E	
第4水源井	源井	二見町福里36-2	34.714748N, 134.898902E	
第5水源井	源井	魚住町清水1560-4	34.711324N, 134.901370E	
第6水源井	源井	二見町福里117-1	34.711366N, 134.895073E	
第7水源井	源井	魚住町清水1895-2	34.715309N, 134.902720E	
第8水源井	源井	魚住町清水1866-4	34.716270N, 134.907082E	
第9水源井	源井	魚住町清水1813-1	34.716759N, 134.910143E	
第10水源井	源井	魚住町清水1439-2	34.714235N, 134.913469E	
第11水源井	源井	魚住町清水831-4	34.713235N, 134.909321E	
第12水源井	源井	魚住町清水	34.711801N, 134.912171E	
第13水源井	源井	魚住町西岡2154-1	34.709526N, 134.897956E	魚住浄水場内
第14水源井	源井	魚住町清水335-18	34.705670N, 134.900701E	
第15水源井	源井	魚住町清水	34.713561N, 134.906871E	
第17水源井	源井	魚住町清水630	34.709169N, 134.915950E	
第18水源井	源井	魚住町清水972-4	34.707630N, 134.907262E	
第19水源井	源井	魚住町清水624-2	34.706477N, 134.910500E	
第20水源井	源井	魚住町清水633-1	34.709590N, 134.913355E	
第21水源井	源井	魚住町清水364	34.708392N, 134.898857E	
第23水源井	源井	魚住町清水1832-2	34.718598N, 134.910344E	
第24水源井	源井	魚住町清水2665	34.720939N, 134.901233E	
第25水源井	源井	魚住町清水900-3	34.710484N, 134.907992E	
第26水源井	源井	魚住町清水2702	34.721713N, 134.903677E	
第27水源井	源井	魚住町清水464-7	34.705281N, 134.908522E	
第28水源井	源井	二見町福里669-1	34.716352N, 134.896926E	

■工業用井戸の依頼水質検査業務

採水場所	種別	住所	緯度経度	備考
川崎重工業(株)	工業用井戸	川崎町1-1		
シバタ工業(株)	工業用井戸	魚住町中尾1058		
丸尾カルシウム(株)	工業用井戸	魚住町西岡1455		2カ所
三菱マテリアル(株)	工業用井戸	魚住町金ヶ崎179-1		
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	工業用井戸	大久保町西脇152		

水質検査業務委託 内訳明細書

水質検査業務委託		金額
表1	水道水水質検査(水質基準項目)業務	
表2	水道水水質検査(水質管理目標設定項目)業務	
表3	水道水水質検査(市独自項目)業務	
表4	貯水池水質検査業務	
表5	河川水質検査業務	
表6	源井水質検査業務	
表7	浄水場脱水污泥検査業務	
表8	浄水場高度浄水処理工程水水質検査(活性炭ライフ)業務	
表9	浄水場高度浄水処理工程水水質検査(臭素酸)業務	
表10	浄水場系統水質検査(トリハロメタン)業務	
表11	浄水場含水率検査業務	
表12	工業用井戸依頼水質検査業務	
表13	ダイオキシン類水質検査業務	
表14	代表源井水質検査業務	
表15	苦情水及び依頼水水質検査業務	
表16	採水業務	
合計(1ヶ年、消費税抜き)		
合計(1ヶ年、消費税抜き)×3年		
合計(消費税込み)		

表1 水道水水質検査(水質基準項目)業務

項目No.	項目	単位	定量下限値	浄水場	浄水場	配水場	末端	給水栓	県水	全検体数	単価	金額
				原水	出口		給水栓	受水地点				
				(3地点) 検査回数 (回/年)	(3地点) 検査回数 (回/年)	(3地点) 検査回数 (回/年)	(4地点) 検査回数 (回/年)	(6地点) 検査回数 (回/年)	(1地点) 検査回数 (回/年)			
1	一般細菌	個/mL	0	12	12	12	12	12	1	229		
2	大腸菌	MPN/100mL	2	12	12	12	12	12	1	229		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003	4	12	4	4	4	1	101		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005	4	12	4	4	4	1	101		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001	4	12	4	4	4	1	101		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	4	12	4	4	4	1	101		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	4	12	4	4	4	1	101		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.002	4	12	4	4	4	1	101		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004	4	12	4	4	4	1	101		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001	4	12	4	4	4	1	101		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.02	4	12	4	4	4	1	101		
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	4	12	4	4	4	1	101		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	4	12	4	4	4	1	101		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002	4	4	0	4	0	1	41		
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	4	4	0	4	0	1	41		
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/L	0.004	4	4	0	4	0	1	41		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002	4	4	0	4	0	1	41		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	4	4	0	4	0	1	41		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001	4	4	0	4	0	1	41		
20	ベンゼン	mg/L	0.001	4	4	0	4	0	1	41		
21	塩素酸	mg/L	0.06	0	4	0	4	0	1	29		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002	0	4	0	4	0	1	29		
23	クロロホルム	mg/L	0.001	0	12	12	12	12	1	193		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0	4	0	4	0	1	29		
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0	12	12	12	12	1	193		
26	臭素酸	mg/L	0.0001	0	12	0	12	0	1	85		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0	12	12	12	12	1	193		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003	0	4	0	4	0	1	29		
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0	12	12	12	12	1	193		
30	ブromoホルム	mg/L	0.001	0	12	12	12	12	1	193		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008	0	4	0	4	0	1	29		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1	12	12	12	12	12	1	229		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	12	12	12	12	12	1	229		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03	12	12	12	12	12	1	229		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1	12	12	12	12	12	1	229		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	1	12	12	12	12	12	1	229		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	12	12	12	12	12	1	229		
38	塩化物イオン	mg/L	1	12	12	12	12	12	1	229		
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	1	12	12	12	12	12	1	229		
40	蒸発残留物	mg/L	1	12	12	12	12	12	1	229		
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	4	4	0	4	0	1	41		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001	12	12	12	12	12	1	229		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001	12	12	12	12	12	1	229		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005	4	4	0	4	0	1	41		
45	フェノール類	mg/L	0.0005	4	4	0	4	0	1	41		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.1	12	12	12	12	12	1	229		
47	pH値		-	12	12	12	12	12	1	229		
48	味		-	0	12	12	12	12	1	193		
49	臭気		-	12	12	12	12	12	1	229		
50	色度	度	0.5	12	12	12	12	12	1	229		
51	濁度	度	0.1	12	12	12	12	12	1	229		
※1 気温、水温を測定すること。 ※2 表1～表3における年4回項目は5月、8月、11月、2月に実施し、年1回項目は9月に実施すること。											合計	

表2 水道水水質検査(水質管理目標設定項目)業務

項目 No.	項目	単位	定量下限 値	浄水場 原水	浄水場 出口	配水場	末端 給水栓	給水栓	県水 受水地点	全検体数	単価	金額
				(3地点)	(3地点)	(3地点)	(4地点)	(6地点)	(1地点)			
				検査回数 (回/年)	検査回数 (回/年)	検査回数 (回/年)	検査回数 (回/年)	検査回数 (回/年)	検査回数 (回/年)			
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.0015	4	4	0	4	0	1	41		
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002	4	4	0	4	0	1	41		
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	0	4	0	1	41		
5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	4	4	0	4	0	1	41		
8	トルエン	mg/L	0.02	4	4	0	4	0	1	41		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.008	4	4	0	4	0	1	41		
10	亜塩素酸	mg/L	0.06	0	4	0	4	0	1	29		
13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.001	0	4	0	4	0	1	29		
14	抱水クロラール	mg/L	0.002	0	4	0	4	0	1	29		
16	残留塩素	mg/L	0.1	0	12	12	12	12	1	193		
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) [※]	mg/L	1	重複項目								
18	マンガン及びその化合物 [※]	mg/L	0.001	重複項目								
19	遊離炭酸	mg/L	1	4	12	0	12	0	1	97		
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	4	4	0	4	0	1	41		
21	メチル tert-ブチルエーテル	mg/L	0.002	4	4	0	4	0	1	41		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	0.1	4	4	0	4	0	1	41		
23	臭気強度(TON)		1	4	4	0	4	0	1	41		
24	蒸発残留物 [※]	mg/L	1	重複項目								
25	濁度 [※]	度	0.1	重複項目								
26	pH値 [※]			重複項目								
27	腐食性(ランゲリア指数)		-0.1	4	4	0	4	0	1	41		
28	従属栄養細菌	個/L	1	4	4	0	4	0	1	41		
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	4	4	0	4	0	1	41		
30	アルミニウム及びその化合物 [※]	mg/L	0.01	重複項目								
合計												

※3 この項目は水道水質基準項目と重複しているため、それらの検査結果を用いることとする。

表4 貯水池水質検査業務

項目No.	項目	単位	定量下限値	野々池	亀池	全検体数	単価	金額	
				表層	表層				
				検査回数(回/年)	検査回数(回/年)				
水質基準項目	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003	4	4	8		
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005	4	4	8		
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	8		
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	8		
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	8		
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.002	4	4	8		
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004	12	12	24		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001	4	4	8		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.02	12	12	24		
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	12	12	24		
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	4	4	8		
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002	4	4	8		
	15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	4	4	8		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	4	4	8		
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.002	4	4	8		
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	4	4	8		
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001	4	4	8		
	20	ベンゼン	mg/L	0.001	4	4	8		
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1	12	12	24		
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	12	12	24		
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03	12	12	24		
	35	銅及びその化合物	mg/L	0.1	12	12	24		
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	1	12	12	24		
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	12	12	24		
	38	塩化物イオン	mg/L	1	12	12	24		
	42	ジェオスミン	mg/L	0.000001	24	24	48		
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001	24	24	48		
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.1	12	12	24		
	47	pH値		-	24	24	48		
	50	色度	度	0.5	12	12	24		
	51	濁度	度	0.1	12	12	24		
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.0015	4	4	8		
	2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002	4	4	8		
	3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	8		
	5	1,2ジクロロエタン	mg/L	0.0004	4	4	8		
	8	トルエン	mg/L	0.02	4	4	8		
	20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	4	4	8		
	21	メチルセブチルエーテル	mg/L	0.002	4	4	8		
	29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	4	4	8		
市独自項目	1	アンモニア態窒素	mg/L	0.02	12	12	24		
	3	SS	mg/L	0.5	12	12	24		
	5	紫外線吸光度		0.001	12	12	24		
	6	生物	個・群/mL	1	36	24	60		
	7	トリハロメタン生成能	mg/L	0.001	24	24	48		
	11	臭化物イオン	mg/L	0.1	24	24	48		
	12	電気伝導率	μS/cm	-	24	24	48		
	13	アルカリ度	mg/L	1	4	4	8		
	15	溶存酸素	mg/L	0.1	12	12	24		
	16	総窒素	mg/L	0.02	12	12	24		
	17	総リン	mg/L	0.01	12	12	24		
	18	リン酸態リン	mg/L	0.01	12	12	24		
	20	透明度	mg		24	24	48		
	21	COD	mg/L	0.1	12	12	24		
22	クロロフィル	μg/L	0.1	12	12	24			
							合計		

※5 気温、水温を測定すること。

表5 河川水質検査業務

項目No.	項目	単位	定量下限値	河川①・取水口	河川①・中湧井堰	河川②・奥の新池	全検体数	単価	金額	
				(1地点) 検査回数 (回/年)	(1地点) 検査回数 (回/年)	(1地点) 検査回数 (回/年)				
水質基準項目	1	一般細菌	個/mL	0	4	4	0	8		
	2	大腸菌	MPN/100mL	2	12	12	0	24		
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003	4	4	0	8		
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005	4	4	0	8		
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	0	8		
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	0	8		
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	4	4	0	8		
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.002	4	4	0	8		
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004	12	12	0	24		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001	4	4	0	8		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.02	12	12	0	24		
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	12	12	0	24		
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	12	12	0	24		
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002	4	4	0	8		
	15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	4	4	0	8		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	4	4	0	8		
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.002	4	4	0	8		
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	4	4	0	8		
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001	4	4	0	8		
	20	ベンゼン	mg/L	0.001	4	4	0	8		
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1	12	12	0	24		
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	12	12	0	24		
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03	12	12	0	24		
	35	銅及びその化合物	mg/L	0.1	12	12	0	24		
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	1	12	12	0	24		
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	12	12	0	24		
	38	塩化物イオン	mg/L	1	12	12	0	24		
	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	1	2	0	0	2		
	40	蒸発残留物	mg/L	1	2	0	0	2		
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	2	0	0	2		
	42	ジェオスミン	mg/L	0.000001	4	4	0	8		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001	4	4	0	8			
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005	2	0	0	2			
45	フェノール類	mg/L	0.0005	2	0	0	2			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.1	12	12	0	24			
47	pH値		-	12	12	26	50			
49	臭気		-	2	0	0	2			
50	色度	度	0.5	12	12	0	24			
51	濁度	度	0.1	12	12	0	24			
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.0015	4	0	0	4		
	2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002	4	0	0	4		
	3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.001	4	0	0	4		
	5	1,2ジクロロエタン	mg/L	0.0004	4	0	0	4		
	8	トルエン	mg/L	0.02	4	0	0	4		
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.008	2	0	0	2		
	19	遊離炭酸	mg/L	1	2	0	0	2		
	20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	4	0	0	4		
	21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.002	4	0	0	4		
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	0.1	2	0	0	2		
23	臭気強度(TON)		1	2	0	0	2			
27	腐食性(ランゲリア指数)		-0.1	2	0	0	2			
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	4	0	0	4			
市独自項目	1	アンモニア態窒素	mg/L	0.02	12	12	0	24		
	2	BOD	mg/L	0.5	12	12	0	24		
	3	SS	mg/L	0.5	12	12	0	24		
	5	紫外線吸光度		0.001	12	12	0	24		
	6	生物	個・群/mL	1	2	0	0	2		
	7	トリハロメタン生成能	mg/L	0.001	12	12	0	24		
	11	臭化物イオン	mg/L	0.1	12	12	26	50		
	12	電気伝導率	μS/cm	-	12	12	26	50		
	13	アルカリ度	mg/L	1	12	12	0	24		
	15	溶存酸素	mg/L	0.1	12	12	0	24		
16	総窒素	mg/L	0.02	12	12	0	24			
17	総リン	mg/L	0.01	12	12	0	24			
18	リン酸態リン	mg/L	0.01	12	12	0	24			
20	COD	mg/L	0.1	12	12	0	24			
合計										

※7 気温、水温を測定すること。

※8 年4回項目は3の倍数月、年2回項目は6月と9月に実施すること。

表6 源井水質検査業務

項目No.	項目	単位	定量下限値	源井 (約54箇所) 検査回数 (回/年)	全検体数	単価	金額
水質基準項目	34 鉄及びその化合物	mg/L	0.1	4	216		
	37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	4	216		
	38 塩化物イオン	mg/L	1	4	216		
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	1	4	216		
	40 蒸発残留物	mg/L	1	4	216		
47 pH値			-	4	216		
市独自項目	11 臭化物イオン	mg/L	0.1	4	216		
	12 電気伝導率	μ S/cm	-	4	216		
	13 アルカリ度	mg/L	1	4	216		
						合計	

※9 気温、水温を測定すること。

表7 浄水場脱水汚泥検査業務

項目	単位	定量下限値	明石川浄水場 脱水汚泥	鳥羽浄水場 脱水汚泥	魚住浄水場 脱水汚泥	全検体数	単価	金額
			検査回数(回/年)	検査回数(回/年)	検査回数(回/年)			
水銀又はその化合物(溶出試験)	mg/L	0.0005	2	2	2	6		
アルキル水銀	mg/L	0.0005	2	2	2	6		
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001	2	2	2	6		
鉛又はその化合物	mg/L	0.01	2	2	2	6		
六価クロム化合物	mg/L	0.02	2	2	2	6		
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.005	2	2	2	6		
セレン又はその化合物	mg/L	0.005	2	2	2	6		
シアン化合物	mg/L	0.1	2	2	2	6		
含水率	%	0.1	2	2	2	6		
油分	%	0.01	2	2	2	6		
総水銀(含有量)			2	2	2	6		
							合計	

※10 ただし、アルキル水銀は、水銀又はその化合物が検出された場合のみ検査を行う。

表8 浄水場高度浄水処理工程水水質検査(活性炭ライフ)業務

No.	項目	単位	定量下限値	明石川浄水場		鳥羽浄水場①		鳥羽浄水場②		全検体数	単価	金額
				測定箇所数	検査回数(回/年)	測定箇所数	検査回数(回/年)	測定箇所数	検査回数(回/年)			
23	クロロホルム	mg/L	0.001	0	0	3	12	3	4	48		
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0	0	3	12	3	4	48		
26	臭素酸	mg/L	0.0001	0	0	3	12	0	0	36		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0	0	3	12	3	4	48		
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0	0	3	12	3	4	48		
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0	0	3	12	3	4	48		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03	0	0	9	12	0	0	108		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0	0	5	12	0	0	60		
38	塩化物イオン	mg/L	1	0	0	9	12	9	4	144		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	1	0	0	9	12	9	4	144		
40	蒸発残留物	mg/L	1	0	0	9	12	9	4	144		
46	TOC	mg/L	0.1	8	4	9	12	6	4	164		
47	pH		-	8	4	9	12	9	4	176		
50	色度	度	-	8	4	0	0	0	0	32		
51	濁度	度	-	8	4	0	0	0	0	32		
16	残留塩素	mg/L	0.1	0	0	4	12	4	4	64		
19	遊離炭酸	mg/L	1	0	0	9	12	0	0	108		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	0.1	0	0	9	12	6	4	132		
5	紫外線吸光度		0.001	8	4	2	12	2	4	64		
7	総トリハロメタン生成能	mg/L	0.001	8	4	3	12	3	4	80		
	クロロホルム生成能	mg/L	0.001	8	4	3	12	3	4	80		
	ジブロモクロロメタン生成能	mg/L	0.001	8	4	3	12	3	4	80		
	ブロモジクロロメタン生成能	mg/L	0.001	8	4	3	12	3	4	80		
	ブロモホルム生成能	mg/L	0.001	8	4	3	12	3	4	80		
11	臭化物イオン	mg/L	0.1	8	4	1	12	1	4	48		
12	電気伝導率	μ S/cm	-	8	4	9	12	9	4	176		
23	臭素酸イオン	mg/L	0.0001	8	4	0	0	0	0	32		
※11 気温、水温を測定すること。												
合計												

表9 浄水場高度浄水処理工程水質検査(臭素酸)業務

No.	項目	単位	定量下限値	明石川浄水場	全検体数	単価	合計
				(1箇所) 検査回数 (回/年)			
1	臭素酸	mg/L	0.0001	22	22		
2	電気伝導率	μS/cm	-	22	22		
※12 気温、水温を測定すること。							
						合計	

表10 浄水場系統水質検査(トリハロメタン)業務

No.	項目	単位	定量下限値	明石川浄水場	鳥羽浄水場	船上浄化センター	大蔵海岸	全検体数	単価	合計
				(1箇所) 検査回数 (回/年)	(1箇所) 検査回数 (回/年)	(1箇所) 検査回数 (回/年)	(1箇所) 検査回数 (回/年)			
1	クロロホルム	mg/L	0.001	11	8	23	11	53		
2	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	11	8	23	11	53		
3	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	11	8	23	11	53		
4	ブロモホルム	mg/L	0.001	11	8	23	11	53		
5	総トリハロメタン	mg/L	0.001	11	8	23	11	53		
6	残留塩素	mg/L	0.1	11	8	23	11	53		
7	電気伝導率	μS/cm	-	11	8	23	11	53		
※13 気温、水温を測定すること。										
									合計	

表11 浄水場含水量検査業務

項目	単位	定量下限値	明石川浄水場	鳥羽浄水場	魚住浄水場	全検体数	単価	合計
			(2箇所) 検査回数 (回/年)	(4箇所) 検査回数 (回/年)	(2箇所) 検査回数 (回/年)			
含水量	%	0.1	12	12	12	96		
							合計	

表12 工業用井戸依頼水質検査業務

No.	項目	単位	定量下限値	工業井戸	全検体数	単価	合計
				(6箇所) 検査回数 (回/年)			
1	鉄	mg/L	0.03	2	12		
2	マンガン	mg/L	0.001	2	12		
3	塩化物イオン	mg/L	1	2	12		
4	pH値	-	-	2	12		
5	電気伝導率	μS/cm	-	2	12		
※14 気温、水温を測定すること。							
						合計	

表13 ダイオキシン類水質検査業務

項目	単位	定量下限値	野々池	東部配水場	全検体数	単価	合計
			南ポンプ場 検査回数 (回/年)	検査回数 (回/年)			
ダイオキシン類(原水)			1	0	1		
ダイオキシン類(浄水)+採水			0	1	1		
						合計	

表14 代表源井水質検査業務

項目No.	項目	単位	定量下限値	鳥羽系統	魚住系統	全検体数	単価	金額	
				40源 検査回数 (回/年)	23源 検査回数 (回/年)				
水質基準項目	1 一般細菌	個/mL		1	1	2			
	2 大腸菌	MPN/100mL	2	1	1	2			
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003	1	1	2			
	4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005	1	1	2			
	5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001	1	1	2			
	6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001	1	1	2			
	7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	1	1	2			
	8 六価クロム化合物	mg/L	0.002	1	1	2			
	9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004	1	1	2			
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001	1	1	2			
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.02	1	1	2			
	12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	1	1	2			
	13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	1	1	2			
	14 四塩化炭素	mg/L	0.0002	1	1	2			
	15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	1	1	2			
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	1	1	2			
	17 ジクロロメタン	mg/L	0.002	1	1	2			
	18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	1	1	2			
	19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001	1	1	2			
	20 ベンゼン	mg/L	0.001	1	1	2			
	32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1	1	1	2			
	33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	1	1	2			
	34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03	1	1	2			
	35 銅及びその化合物	mg/L	0.1	1	1	2			
	36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	1	1	1	2			
	37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	1	1	2			
	38 塩化物イオン	mg/L	1	1	1	2			
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	1	1	1	2			
	40 蒸発残留物	mg/L	1	1	1	2			
	41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	1	1	2			
	42 ジェオスミン	mg/L	0.00001	1	1	2			
	43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	1	1	2			
	44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005	1	1	2			
	45 フェノール類	mg/L	0.0005	1	1	2			
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.1	1	1	2			
	47 pH値		-	1	1	2			
	49 臭気		-	1	1	2			
	50 色度	度	0.5	1	1	2			
	51 濁度	度	0.1	1	1	2			
	水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	mg/L	0.0015	1	1	2		
		2 ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002	1	1	2		
		3 ニッケル及びその化合物	mg/L	0.001	1	1	2		
		5 1,2ジクロロエタン	mg/L	0.0004	1	1	2		
		8 トルエン	mg/L	0.02	1	1	2		
		9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.008	1	1	2		
		19 遊離炭酸	mg/L	1	1	1	2		
		20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	1	1	2		
		21 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.002	1	1	2		
		22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	0.1	1	1	2		
		23 臭気強度(TON)		1	1	1	2		
		27 腐食性(ランゲリア指数)		-0.1	1	1	2		
29 1,1-ジクロロエチレン		mg/L	0.002	1	1	2			
市独自項目	1 アンモニア態窒素	mg/L	0.02	1	1	2			
	4 侵食性遊離炭酸	mg/L	0.1	1	1	2			
	6 生物	個・群/mL	1	1	1	2			
合計									

※15 5月の源井検査時に実施すること。

表 1 5 苦情水及び依頼水水質検査業務

No.	項目	単位	定量下限値	全検体数	単価	合計
0	苦情水 (pH値、引き取り含む)		-	14		
人の健康に影響を与える項目	1 一般細菌	個/mL	0	5		
	2 大腸菌	MPN/100mL	2	5		
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003	5		
	4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005	5		
	5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001	5		
	6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001	5		
	7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	5		
	8 六価クロム化合物	mg/L	0.002	5		
	9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004	5		
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001	5		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.02	5		
	12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	5		
	13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	5		
	14 四塩化炭素	mg/L	0.0002	5		
	15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	5		
	16 ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	5		
	17 ジクロロメタン	mg/L	0.002	5		
	18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	5		
	19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001	5		
	20 ベンゼン	mg/L	0.001	5		
	21 塩素酸	mg/L	0.06	5		
	22 クロロ酢酸	mg/L	0.002	5		
	23 クロロホルム	mg/L	0.001	5		
	24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	5		
	25 ジブromokロロメタン	mg/L	0.001	5		
	26 臭素酸	mg/L	0.0001	5		
	27 総トリハロメタン	mg/L	0.001	5		
	28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003	5		
	29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	5		
	30 ブロモホルム	mg/L	0.001	5		
	31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008	5		
生活利用上・施設管理上検査が必要な項目	32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1	5		
	33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	5		
	34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03	5		
	35 銅及びその化合物	mg/L	0.1	5		
	36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	1	5		
	37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	5		
	38 塩化物イオン	mg/L	1	5		
	39 カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	mg/L	1	5		
	40 蒸発残留物	mg/L	1	5		
	41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	5		
	42 ジェオスミン	mg/L	0.000001	5		
	43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001	5		
	44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005	5		
	45 フェノール類	mg/L	0.0005	5		
	46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L	0.1	5		
47 pH値		-	5			
48 味		-	5			
49 臭気		-	5			
50 色度	度	0.5	5			
51 濁度	度	0.1	5			
標水設定管理項目	16 残留塩素	mg/L	0.1	5		
	19 遊離炭酸	mg/L	1	5		
市独自項目	5 紫外線吸光度		0.001	5		
	6 生物	個・群/mL	1	5		
	7 総トリハロメタン生成能	mg/L	0.001	5		
	11 臭化物イオン	mg/L	0.1	5		
	12 電気伝導率	μ S/cm	-	5		
	24 カルシウムイオン	mg/L	1	5		
	25 マグネシウムイオン	mg/L	0.1	5		
	26 硫酸イオン	mg/L	1	5		
	27 炭酸水素イオン	mg/L	1	5		
	28 硝酸イオン	mg/L	0.01	5		
	29 ナトリウムイオン	mg/L	1	5		
30 カリウムイオン	mg/L	1	5			
31 含水率 (引き取り含む)	%	0.1	5			
					合計	

※16 苦情水1検体を必ず依頼する。なお、検体が複数の場合、苦情水の単価を適用できる検体は1検体のみとする。

表 1 6 採水業務

No.	項目	全採水回数	単価	合計
1	表 1 ~ 5 及び表 7 ~ 1 3 に伴う採水業務	67		
2	表 6 及び表 1 4 に伴う採水業務	4		
3	クリプトスポリジウム及びジアルジア (10L) 採水業務	2		
4	放射性物質+農薬類採水業務	2		
5	放射性物質採水業務	2		
				合計

※17 No3は各浄水場について、原水を採水すること。

※18 No4の放射性物質は各浄水場出口を採水し、農薬類は各浄水場の原水及び浄水、取水口及び大蔵海岸を対象とする。

※19 No3、No4、No5の採水業務には固定液を使用しないこと。